

吉賀高等学校 部活動に係る活動方針

1. 基本方針

- (1) 文(学習)武(部活動)の両立を図り、学校生活の充実を目指す。
- (2) 他者と協働的に活動を進める中で人間性を高める。
- (3) 活動等を通し、自ら考え行動することが社会貢献につながることを体得する。

2. 本年度の部活動

(1) 設置部活動

- ① 体育系 サッカー部(男)、バレーボール部(男女)、ソフトテニス部(女)、陸上競技部(男女)
- ② 文化系 写真部、文芸部、茶道部、華道部、音楽部、美術部

(2) 活動時間・休養日等

- ① 活動時間 学期中 平日3時間程度 週休日等4時間程度
長期休業中 4時間程度

※ただし、大会・コンクール前や大会期間中においてはこの限りでない。

その際は他の期間で活動時間を短縮するなど配慮すること。

- ② 休養日 週当たり1日以上とする。

- ③ その他 夏季・冬季休業中は5日以上の長期休養期間を設ける。

原則として、定期試験発表から試験終了までは、活動を中止する。

総体前の活動については、保護者承諾のもと、30分間の延長を認める。

定期試験の試験発表日以降の部活動については、一定の条件を満たす場合、1時間程度の活動を認める。

(3) 大会参加について

- ① 高体連・高文連主催、共催、後援の大会
- ② その他の大会については校長が許可したもの

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の根絶

部活動指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 安全管理と事故防止

- ① 生徒の健康管理の把握を行う。
- ② 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を行う。
- ③ 危機管理体制の徹底を行う。

(3) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことのできない大切なことであるため、活動計画等を明確にし、保護者に理解を得る。